

「博物館登録（博物館に相当する施設）申請に係る手続について」

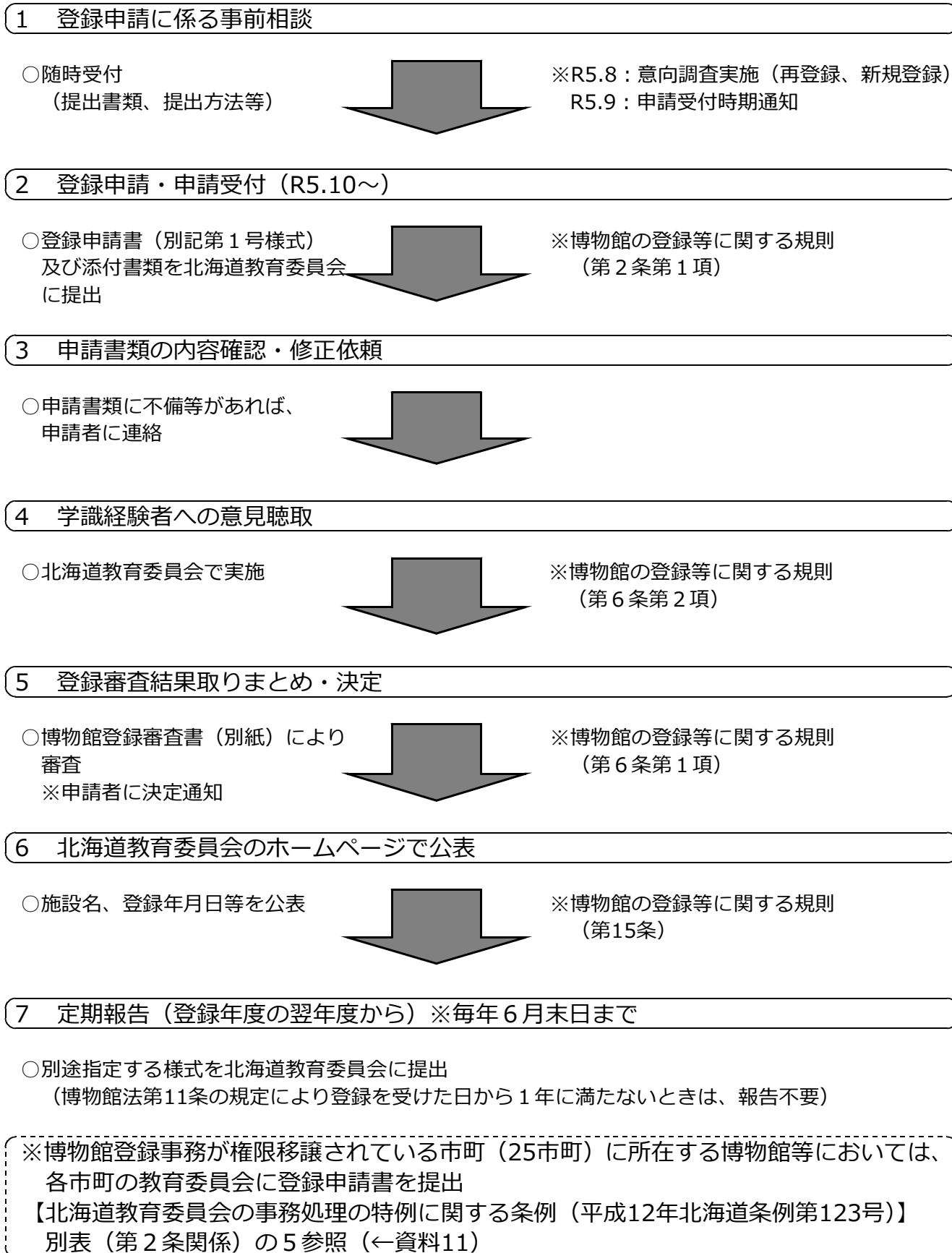
令和5年9月

北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

《配付資料》

- ・資料1 博物館登録申請の手続きについて【フロー】
- ・資料2 博物館登録申請の手続きについて
- ・資料3 博物館の登録等に関する規則（北海道教育委員会規則）
- ・資料4 誓約書（別紙1）
- ・資料5 運営状況に係る定期報告書（別紙2）
- ・資料6 博物館登録審査書
- ・資料7 博物館に相当する施設申請の手続きについて【フロー】
- ・資料8 博物館に相当する施設申請の手続きについて
- ・資料9 指定申請書（別記第9号様式）
- ・資料10 博物館に相当する施設指定審査書
- ・資料11 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例

博物館登録申請の手続きについて【フロー】



博物館の登録申請の手続きについて

博物館法第12条に基づく登録申請は、博物館登録申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付して提出してください。

申請書受理後、登録要件の審査を経て、要件を満たしていると判断した場合、登録となります。

1 登録要件について

登録を受けるには、別添「博物館の登録等に関する規則」の第3条から第5条の要件を満たす必要があります。

2 提出書類について（「博物館の登録等に関する規則」の第2条参照）

設置主体	提出書類	様式	
公立	博物館協議会（博物館法第23条）に係る書類（条例、規程）	—	
公立	地方公共団体	博物館の設置条例	—
	地方独立行政法人	法人の登記事項証明書	—
私立	①収支計画書 ②法人の登記事項証明書 ③博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類	—	
	④民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続を受けていないことを宣誓する書類	別紙1 (誓約書)	
	⑤暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類		
	⑥登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを示す書類		
共通	①博物館登録申請書 【博物館の登録に関する規則（北海道教育委員会規則）】	別記第1号様式	
	②館則 ③運営方針 ④資料の収集・管理方針 ⑤博物館資料目録 ⑥事業計画又は実績 ⑦博物館の事業に関する収支計画書（※私立における①と同じ書類） ⑧館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 ⑨その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 ⑩組織図等の博物館運営を行う組織を示す書類 ⑪職員への研修の実施計画又は実績を示す書類 ⑫博物館事業に用いる建物及び土地の図面 ⑬建物及び土地の保有形態を示す書類 （登記事項証明書、賃貸借契約書等） ⑭防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類 （案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画等） ⑮高齢者、障害者、妊娠中の者、外国人等の多様な来館者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 ⑯1年を通じて150日以上開館することが分かる書類	—	

3 登録後の定期報告について（博物館法第16条）

毎年度終了後、3か月以内（翌年度6月末日まで）に別紙2（運営状況に係る定期報告書）に、収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供等の実績を示す書類（年報、年間の行事予定、パンフレットその他必要な書類）、職員体制の詳細（館長、学芸員、その他の職員の氏名及び職務内容）を示す書類を添付して、北海道教育委員会へ報告する必要があります。なお、職員体制の詳細を示す書類は、登録申請時から変更がない場合は提出不要です。

また、博物館の適正な運営を確保するため、追加資料を提出していただく場合があります。

（※博物館法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、報告不要です。）

○博物館の登録等に関する規則

昭和27年7月23日教育委員会規則第12号

改正

昭和63年9月21日教育委員会規則第15号
平成6年3月14日教育委員会規則第4号
平成6年10月1日教育委員会規則第14号
平成20年11月25日教育委員会規則第24号
平成22年1月26日教育委員会規則第1号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和元年6月25日教育委員会規則第2号
令和3年3月31日教育委員会規則第6号
令和5年3月31日教育委員会規則第7号

博物館の登録に関する規則を、ここに公布する。

博物館の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。)の規定に基づく北海道における博物館の登録及び博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)の指定に関し必要な事項については、この教育委員会規則の定めるところによる。

(登録の申請)

第2条 法第11条の登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書を北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 法第12条第2項の規定により前項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第2項第2号の書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 地方公共団体 博物館の設置条例の写し

(2) 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書

(3) 地方公共団体及び地方独立法人以外の法人 次に掲げる書類

ア 当該法人の登記事項証明書

イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等

ウ 当該法人において、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続を受けていないことを宣誓する書類

エ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

オ 当該法人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類

3 法第12条第2項の規定により第1項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第2項第2号及び第3号の書類は、前項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類とする。

(1) 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

(2) 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類

(3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した博物館資料の目録

(4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

(5) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

(6) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

(7) 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

(8) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

- (9) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- (10) 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- (11) 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- (12) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- (13) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (14) その他教育長が必要と認める書類
(博物館の体制に関する基準)

第3条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第5条第1号、第11条第1号及び第4号並びに第13条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
(博物館の職員に関する基準)

第4条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
(博物館の施設及び設備に関する基準)

第5条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(登録の審査)

第6条 教育委員会は、法第13条に規定する登録の審査に当たっては、申請書及び添付書類並びに実地調査等によって、その適正を期し、かつ、審査結果を速やかに当該登録申請者に通知するものとする。

2 前項の登録の審査に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

(登録原簿)

第7条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式のとおりとする。

(登録事項等の変更)

第8条 博物館の設置者は、法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項について変更をするときは、あらかじめ、別記第3号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(博物館の廃止)

第9条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から20日以内に、別記第4号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(指定申請書の添付書類)

第10条 法第31条第1項の指定に係る指定申請書(施行規則別記第9号様式)に添付すべき施行規則第23条第2項第2号の書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類
- (2) 資料の収集及び管理の方針を記載した書類
- (3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した資料の目録
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- (5) 施設の事業に関する収支計画を示す書類
- (6) 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- (7) 組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類
- (8) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- (9) 施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- (10) 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- (11) 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- (12) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- (13) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (14) その他教育長が必要と認める書類

(指定施設の体制に関する基準)

第11条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(指定施設の職員に関する基準)

第12条 施行規則第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長等が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(指定施設及び設備に関する基準)

第13条 施行規則第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
 - (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- (指定要件の欠如)

第14条 施行規則第25条の規定による報告は、指定要件を備えなくなった日から20日以内に、別記第5号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(公示)

第15条 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- (1) 法第11条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定による登録を抹消したとき。
- (5) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき。
- (6) 法第31条第2項の規定による指定の取消しをしたとき。

(申請書等の提出方法)

第16条 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(教育長への委任)

第17条 この教育委員会規則に定めるもののほか、この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月21日教育委員会規則第15号）

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成6年3月14日教育委員会規則第4号）

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の博物館の登録に関する規則の規定により作成された博物館登録原簿は、この教育委員会規則による改正後の博物館の登録に関する規則の規定により作成された博物館登録原簿とみなす。

附 則（平成6年10月1日教育委員会規則第14号抄）

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月25日教育委員会規則第24号）

この教育委員会規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成31年4月26日教育委員会規則第9号）

1 この教育委員会規則は、平成31年5月1日から施行する。

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和元年6月25日教育委員会規則第2号）

1 この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日教育委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和5年3月31日教育委員会規則第7号）

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法第12条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式（第7条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	登録記号番号	北博登第 号		
設置者の名称				
設置者の住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横型とする。

博物館登録事項等変更届

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項の種別		
変更事項の内容	変更年月日	
	変更事項	
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

博 物 館 廃 止 届

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

指 定 要 件 欠 如 報 告 書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法施行規則第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の名称	
設置者の住所	
指定施設の名称	
指定施設の所在地	
指定年月日	
指定要件を 備えなくなった 年 月 日	
備えなくなった 指 定 要 件	
指定要件を備え なくなった理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

年 月 日

誓 約 書

北海道教育委員会 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号

博物館登録（博物館に相当する施設）の申請を行うに当たり、下記の事項については真実に相違ありません。

記

- 1 申請者は、民事再生法（平成 11 年法律 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更生手続を受けておりません。
- 2 申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ありません。
- 3 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものではありません。
- 4 申請者は、道税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がありません。
- 5 申請者の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）には、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者はありません。
- 6 申請者は、登録（指定）を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者ではありません。

年 月 日

運営状況に係る定期報告書

北海道教育委員会 様

所在地

報告者 名称

(設置者) 代表者職氏名

電話番号

博物館法第16条の規定により、次のとおり運営の状況を報告します。

記

1 博物館に関する事項

(1) 名称	
(2) 登録年月日	年 月 日
(3) 登録記号番号	

2 報告事項

(報告対象事業年度： 年度)

(1) 設置者の名称又は住所の変更の有無	有 ・ 無
(2) 博物館の名称又は所在地の変更の有無	有 ・ 無
(3) 館長の配置の有無	有 ・ 無
(4) 学芸員の人数	人
(5) 館長及び学芸員以外の職員の人数	人
(6) 年間の開館日数	日
(7) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無

備考

- 1 学芸員の人数並びに館長及び学芸員以外の職員の人数は、報告対象事業年度（報告の日が属する事業年度の前事業年度をいう。）の末日における人数とする。
- 2 年間の開館日数は、報告対象事業年度における日数とする。
- 3 この報告書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (2) 報告対象事業年度における事業報告書及び収支決算書
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した書類

○博物館登録審査書

名称		所在地	
設置者		開設年月日	
(設置者の所在地)			

審査項目・審査基準		添付書類	審査所見	
申請書	「博物館の登録に関する規則」に従った様式であるか ※別記第1号様式	<input type="checkbox"/> ・館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し		
設置者の主体	<p>【法第13条第1項第1号】 申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人を除く。）</p> <p>(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p>	<input type="checkbox"/> (1) 地方公共団体 博物館の設置条例の写し <input type="checkbox"/> (2) 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> (3) 地方公共団体及び地方独立行政法人以外の法人 次に掲げる書類 ア 当該法人の登記事項証明書 イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等 ウ 当該法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けていないことを宣誓する書類 エ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類 オ 当該法人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類		
設置者の要件	<p>【法第13条第1項第2号】 申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。</p>	<input type="checkbox"/> ・法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを示す書類		

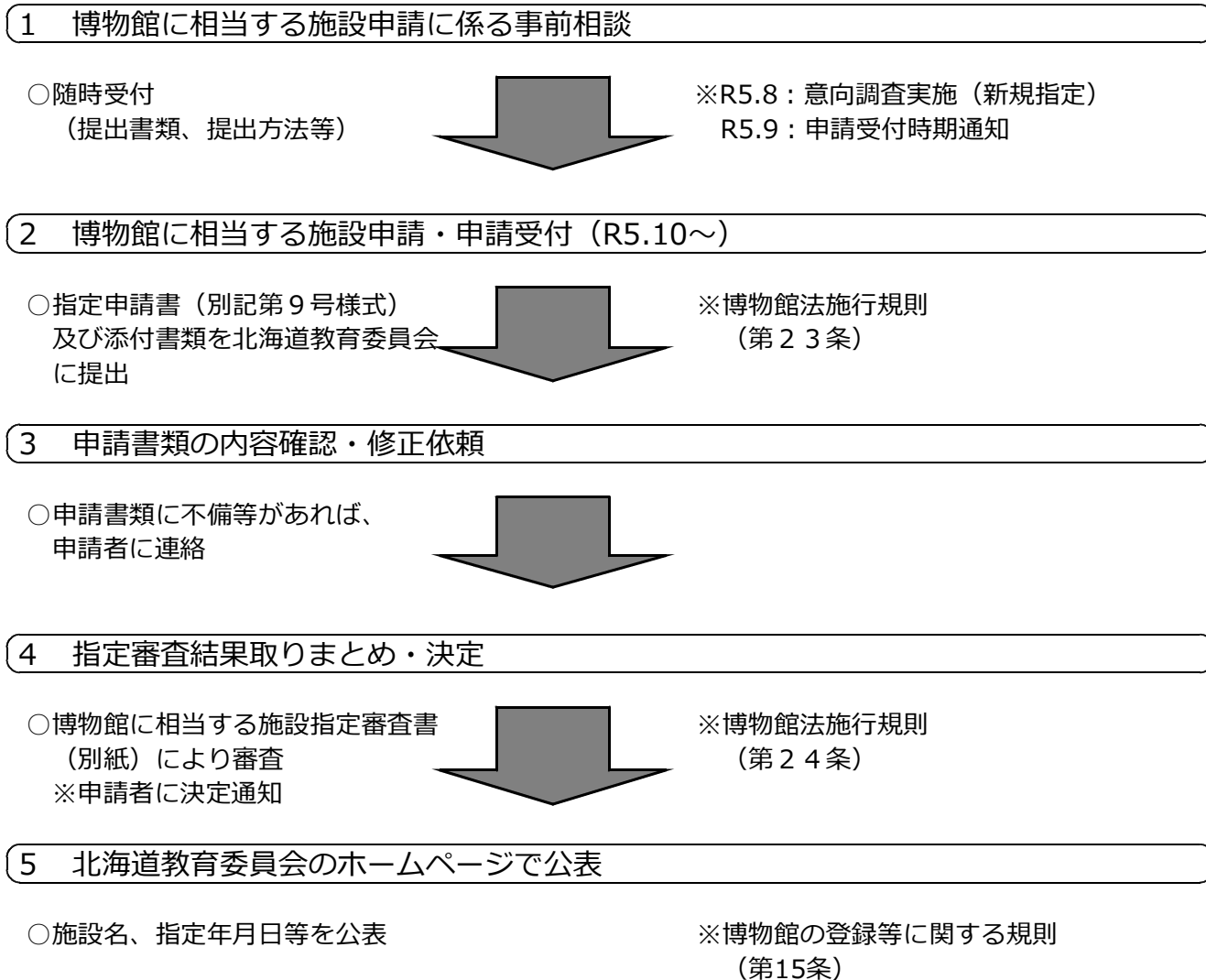
<p>体制に関する基準</p>	<p>【法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第3条）】</p> <p>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第5条第1号、第11条第1号及び第4号並びに第13条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類（例：館の刊行物やホームページの写し等、館独自に策定された方針の内容が確認できる資料及び当該方針の公表方法や状況を示した書類）</p> <p><input type="checkbox"/> ・博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類（例：条例や館則、館の刊行物やホームページの写し等、方針の内容が確認できる資料）</p> <p><input type="checkbox"/> ・自然科学又は人文科学ごとに分類した博物館資料の目録（例：所蔵資料リスト）※当該博物館が保有している資料であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。</p> <p><input type="checkbox"/> ・展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類（例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・博物館の事業に関する収支計画を示す書類（例：決算書や館の刊行物等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類</p> <p><input type="checkbox"/> ・職員への研修の実施計画又は実績を示す書類（例：職員への研修計画又は実績を示す書類や刊行物等）※国や道、民間企業等が実施する外部研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。</p>		
<p>職員に関する基準</p>	<p>【法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第4条）】</p> <p>(1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>(2) 学芸員が置かれていること。</p> <p>(3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・館長及び学芸員の氏名、職務内容、経歴及び資格を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類（例：職員名簿、組織図等）</p>		
<p>施設及び設備に関する基準</p>	<p>【法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第5条）】</p> <p>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・博物館の事業に用いる建物及び土地の図面（例：施設図面等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（例：登記簿等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類（例：契約書等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類及び多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類（例：案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画、避難経路の表示や多様な利用者に対応するための施設や設備、什器の状況を示す書類等）</p>		
<p>開館日数</p>	<p>【法第13条第1項第6号】</p> <p>1年を通じて150日以上開館すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・開館（予定）日数が分かる書類（例：条例、館則、館の刊行物等、開館日数が確認できる書類）</p>		

<p>(参考項目①) デジタル・アーカイブ化</p>	<p>【法第3条第1項第3号】 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・公開していることが分かる書類 (例：ホームページの写し、該当ホームページのアドレス等)</p>		
<p>(参考項目②) 他の関係機関との連携</p>	<p>【法第3条第3項】 地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・他の関係機関と連携していることが分かる書類 (例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等)</p>		
<p>(参考項目③) 博物館協議会の設置（※公立博物館の場合）</p>	<p>【法第23条】 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・協議会を設置していることが分かる書類 (例：協議会の設置要項等) <input type="checkbox"/> ・博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行っていることが分かる書類 ※博物館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成23年12月20日文科科学省告示第165号)の第4条の2</p>		
<p>総合所見</p>				

※「審査所見」の左欄には、審査事項に関する所見を記載し、右欄には所見に基づき、可または不可を記入する。

※「総合所見」には登録の承認（または不承認）に関しての総合的な所見（付帯意見、不承認理由等）を記載する。

博物館に相当する施設申請の手続きについて【フロー】



※博物館に相当する施設の指定事務が権限移譲されている市町（25市町）に所在する博物館等においては、各市町の教育委員会に登録申請書を提出
【北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）別表（第2条関係）の5参照（←資料11）】

博物館に相当する施設申請の手続きについて

博物館法第 31 条に基づく指定の申請は、指定申請書（別記第 9 号様式）に必要書類を添付して提出してください。

申請書受理後、指定要件の審査を経て、要件を満たしていると判断した場合、指定となります。

1 登録要件について

登録を受けるには、別添「博物館の登録等に関する規則」の第 11 条から第 13 条の要件を満たす必要があります。

2 提出書類について（「博物館の登録等に関する規則」の第 10 条参照）

設置主体		提出書類	様式
公立	地方公共団体	博物館の設置条例	—
	地方独立行政法人	法人の登記事項証明書	—
私立		①収支計画書 ②博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類	—
		③民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続を受けていないことを宣誓する書類	別紙 1 (誓約書)
		④暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類	
	⑤登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないことを示す書類		
共通		①指定申請書 【博物館法施行規則】	別記第 9 号様式
		②館則 ③運営方針 ④資料の収集・管理方針 ⑤資料目録 ⑥事業計画又は実績 ⑦事業に関する収支計画書（※私立における①と同じ書類） ⑧館長及び学芸員（相当する職員）の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 ⑨その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 ⑩組織図等の博物館運営を行う組織を示す書類 ⑪職員への研修の実施計画又は実績を示す書類 ⑫事業に用いる建物及び土地の図面 ⑬建物及び土地の保有形態を示す書類 （登記事項証明書、賃貸借契約書等） ⑭防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類 （案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画等） ⑮高齢者、障害者、妊娠中の者、外国人等の多様な来館者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 ⑯ 1 年を通じて 100 日以上開館することが分かる書類	—

指 定 申 請 書

記号番号
年 月 日

北海道教育委員会 様

申請者

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者

代表者の氏名

設立年月日

施設名

設置所在地

○博物館に相当する施設指定審査書

名称		所在地	
設置者		開設年月日	
(設置者の所在地)			

審査項目・審査基準		添付書類	審査所見	
申請書	「博物館法施行規則」に従った様式であるか ※別記第9号様式	<input type="checkbox"/> ・館則（指定施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の指定施設の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し		
設置者の主体	<p>【法施行規則第23条第2項第2号】 申請に係る指定施設の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人を除く。）</p> <p>(1) 指定施設を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が指定施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る指定施設の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p>	<input type="checkbox"/> (1) 地方公共団体 指定施設の設置条例の写し <input type="checkbox"/> (2) 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> (3) 地方公共団体及び地方独立行政法人以外の法人 次に掲げる書類 ア 当該法人の登記事項証明書 イ 指定施設の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等 ウ 当該法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けていないことを宣誓する書類 エ 指定施設の運営を担当する役員の経歴を示す書類 オ 当該法人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類		
設置者の要件	<p>【法施行規則第24条第1項第1号】 当該施設の設置者が、その設置する博物館について博物館法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について博物館法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p>	<input type="checkbox"/> ・法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について博物館法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないことを示す書類		

<p>体制に関する基準</p>	<p>【法施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第11条）】</p> <p>(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。</p> <p>(2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>(4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類 （例：館の刊行物やホームページの写し等、館独自に策定された方針の内容が確認できる資料及び当該方針の公表方法や状況を示した書類）</p> <p><input type="checkbox"/> ・資料の収集及び管理の方針を記載した書類 （例：条例や館則、館の刊行物やホームページの写し等、方針の内容が確認できる資料）</p> <p><input type="checkbox"/> ・自然科学又は人文科学ごとに分類した資料の目録 （例：所蔵資料リスト）※当該館が保有している資料であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。</p> <p><input type="checkbox"/> ・展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類（例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・事業に関する収支計画を示す書類 （例：決算書や館の刊行物等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・組織図等の館運営を行う組織の態様を示す書類</p> <p><input type="checkbox"/> ・職員への研修の実施計画又は実績を示す書類 （例：職員への研修計画又は実績を示す書類や刊行物等）※国や道、民間企業等が実施する外部研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。</p>		
<p>職員に関する基準</p>	<p>【法第24条第1項第3号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第12条）】</p> <p>(1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長等が置かれていること。</p> <p>(2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。</p> <p>(3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・館長等及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容、経歴及び資格を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 （例：職員名簿、組織図等）</p>		
<p>施設及び設備に関する基準</p>	<p>【法第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準】</p> <p>【北海道教育委員会規則（博物館の登録に関する規則第13条）】</p> <p>(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>(3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> ・館の事業に用いる建物及び土地の図面（例：施設図面等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類 （例：登記簿等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類（例：契約書等）</p> <p><input type="checkbox"/> ・防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類及び多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類（例：案内図、パンフレット、スタッフの対応マニュアルや研修計画、避難経路の表示や多様な利用者に対応するための施設や設備、什器の状況を示す書類等）</p>		
<p>施設の公開 開館日数</p>	<p>【法施行規則第24条第1項第5号及び第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。 ・1年を通じて100日以上開館すること。 	<p><input type="checkbox"/> ・開館（予定）日数が分かる書類 （例：条例、館則、館の刊行物等、開館日数が確認できる書類）</p>		

(参考項目①) デジタル・アー カイブ化	【法第3条第1項第3号】 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。	<input type="checkbox"/> ・公開していることが分かる書類 (例：ホームページの写し、該当ホームページのアドレス等)		
(参考項目②) 他の関係機関と の連携	【法第3条第3項】 地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力すること。	<input type="checkbox"/> ・他の関係機関と連携していることが分かる書類 (例：事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等)		
総合所見				

※「審査所見」の左欄には、審査事項に関する所見を記載し、右欄には所見に基づき、可または不可を記入する。

※「総合所見」には指定の承認（または不承認）に関する総合的な所見（付帯意見、不承認理由等）を記載する。

○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例

平成12年12月20日条例第123号

改正

平成17年3月31日条例第44号
 平成18年3月31日条例第46号
 平成18年12月22日条例第102号
 平成19年12月21日条例第79号
 平成20年12月24日条例第111号
 平成21年7月10日条例第74号
 平成21年12月15日条例第111号
 平成22年12月17日条例第68号
 平成23年12月20日条例第65号
 平成24年3月30日条例第69号
 平成24年12月28日条例第128号
 平成25年12月20日条例第72号
 平成26年12月24日条例第119号
 平成28年3月31日条例第68号
 令和5年3月17日条例第25号
 令和5年7月25日条例第40号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例
 (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、北海道教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することとする。これに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係る北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に北海道文化財保護条例の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該市の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年3月31日条例第44号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表2の項の左欄に掲げる事務に係る北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に北海道文化財保護条例の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては函館市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、函館市教育委員会がした処分その他の行為又は函館市教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成18年3月31日条例第46号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別

表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月22日条例第102号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会のした処分その他の行為又は稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月21日条例第79号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年12月24日条例第111号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、2の項及び4の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会のした処分その他の行為又は松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年7月10日条例第74号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成21年10月規則第86号で、同21年10月5日から施行）
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては湧別町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、湧別町教育委員会のした処分その他の行為又は湧別町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年12月15日条例第111号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会のした処分その他の行為又は東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年12月17日条例第68号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月20日条例第65号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、5の項及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月30日条例第69号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第128号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、4の項、5の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第72号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表4の項の左欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては上ノ国町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、上ノ国町教育委員会のした処分その他の行為又は上ノ国町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成26年12月24日条例第119号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、2の項、6の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月31日条例第68号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第25号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月25日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第1項に規定するみなし指定施設についての北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の規定の適用については、この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表5の項(18)中「省令第24条第1項」とあるのは、「博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）による改正前の省令第20条第1項」とする。

別表（第2条関係）

<p>1 社会教育法（昭和24年法律第207号）第40条第1項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令</p>	<p>札幌市、函館市、旭川市、北見市、美唄市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、北斗市、当別町、松前町、八雲町、奥尻町、せたな町、共和町、東川町、上富良野町、下川町、湧別町、白老町、鹿追町、芽室町、幕別町、厚岸町、弟子屈町及び標津町</p>
<p>2 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第43条第1項の規定による現状変更等の許可（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第3項第1号に規定する現状変更等が一の市町の区域内において行われる場合に限る。） (2) 法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） (3) 法第53条第1項及び第3項の規定による所有者等以外の者による公開の許可（一の市町の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市町の区域内に存するもののみである場合に限る。） (4) 法第53条第4項の規定による所有者等以外の者による公開の停止の命令又は許可の取消し（(3)に掲げる事務に係るものに限る。） (5) 法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） (6) 法第55条第1項の規定による実地調査（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p>	<p>恵庭市、松前町及び上ノ国町</p>

<p>3 文化財保護法（以下この項において「法」という。）及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理</p> <p>(2) 法第93条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する指示</p> <p>(3) 法第96条第1項の規定による遺跡の発見に関する届出の受理</p> <p>(4) 法第96条第2項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令</p> <p>(5) 法第96条第3項の規定による関係地方公共団体の意見の聴取</p> <p>(6) 法第96条第5項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令の期間の延長</p> <p>(7) 法第96条第8項の規定による遺跡の保護上必要な指示</p> <p>(8) 省令第3条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理</p>	<p>函館市及び小樽市</p>
<p>4 文化財保護法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の町の区域(法第115条第1項に規定する管理団体が道である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を北海道教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において同じ。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の町の区域内に存する場合並びに同号ヲに掲げる現状変更等に係る指定区域が一の町の区域内に存する場合に限る。)</p> <p>(1) 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可</p> <p>(2) 法第125条第3項において準用する法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第131条第1項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置の施行（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）</p>	<p>松前町、上ノ国町、厚沢部町、遠軽町及び別海町</p>
<p>5 博物館法(昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。)、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第11条の規定による博物館の登録</p> <p>(2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による博物館に関し学識経験を有する者の意見の聴取</p> <p>(3) 法第14条第1項の規定による博物館登録原簿への記載</p> <p>(4) 法第14条第2項の規定による博物館の登録をした旨の通知及び博物館登録原簿に記載した事項の公表</p> <p>(5) 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出の受理</p> <p>(6) 法第15条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録及びその旨の公表</p>	<p>函館市、北見市、留萌市、稚内市、美唄市、滝川市、登別市、恵庭市、北斗市、当別町、松前町、八雲町、奥尻町、せたな町、黒松内町、共和町、東川町、湧別町、白老町、鹿追町、芽室町、幕別町、厚岸町、弟子屈町及び標津町</p>

<ul style="list-style-type: none"> (7) 法第16条の規定による博物館の運営の状況に係る報告の受理 (8) 法第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の提出の要求 (9) 法第18条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告 (10) 法第18条第2項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令 (11) 法第19条第1項の規定による博物館の登録の取消し (12) 法第19条第3項の規定による博物館の登録の取消しをした旨の通知及び公表 (13) 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理 (14) 法第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及びその旨の公表 (15) 法第29条第1項の規定による私立博物館に対する報告の徴収 (16) 法第29条第2項の規定による私立博物館に対する専門的又は技術的な指導又は助言 (17) 法第31条第1項の規定による博物館に相当する施設の指定 (18) 省令第25条の規定による博物館に相当する施設として指定した施設が省令第24条第1項に規定する要件を備えなくなった旨の報告の受理 (19) 省令第26条の規定による博物館に相当する施設として指定した施設に対する報告の徴収 (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの 	
<p>5の2 博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第4項の規定による同条第1項に規定するみなし指定施設が博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えている旨の確認</p>	<p>登別市、当別町、白老町及び鹿追町</p>
<p>6 北海道文化財保護条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第14条の規定による次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令 <ul style="list-style-type: none"> ア 建造物である道指定有形文化財と一体のものとして当該道指定有形文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 イ 金属、石又は土で作られた道指定有形文化財の型取り (2) 条例第18条の規定による調査（（1）ア及びイに掲げる行為に係る条例第14条の規定による許可の申請に係るものに限る。） 	<p>札幌市、函館市、芦別市、恵庭市、北斗市、松前町、上ノ国町、利尻町及び遠軽町</p>
<p>7 北海道文化財保護条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第35条の規定による次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令（次に掲げる行為が一の市町の区域内において行われる場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却 イ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除 	<p>函館市、小樽市、旭川市、帯広市、北見市、夕張市、苫小牧市、稚内市、芦別市、紋別市、根室市、滝川市、北斗市、利尻町及び別海町</p>

却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である道指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ウ 工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除去(改修又は除去にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

エ 条例第33条に規定する道指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去

オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

カ 木竹の伐採(道指定名勝又は道指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

(2) 条例第36条において準用する条例第18条の規定による調査

((1)アからカまでに掲げる行為に係る条例第35条の規定による許可の申請に係るものに限る。)